

三條南ロータリークラブ週報

Sanjo Minami Rotary Club



会長挨拶

三條南ロータリークラブ会長

星野 健司

皆様こんにちは。

本日の卓話をお願いいたしました自衛隊新潟地方協力本部 第30代本部長 石井一将様、大変お忙しい中、おいでいただき誠にありがとうございます。後ほどご講演よろしくをお願いいたします。また、自衛隊新潟地方協力本部総務課の牛腸一夫様、米山奨学生のホセ・ルイス君ようこそおいでいただきました、ごゆっくりお過ごし下さい。

4年前の5月の例会において、自衛隊新潟地方協力本部長 吉田賢一郎様より「東日本大震災における自衛隊の活動の実態は」というテーマで、大変ご苦労された救助活動の内容をご紹介いただきました。

また、昨年9月に安全保障関連法案が成立し、多くの国民の関心が高いところでありますし、自衛隊の皆様のご任務及び活動範囲も大幅に拡大し、今まで以上に苦勞されるのではないかと懸念されます。そして現在、中国の東シナ海や南シナ海への海上進出問題、北朝鮮の核問題や韓国との竹島問題など、日本を取り巻く難しい状況が続いております。

本日は、本部長の石井一将様より、今後の国際社会の様々な課題への取り組みをお教えいただけたら幸いです。

最後に、最近甚大な被害を招く自然災害が多く発生し、自衛隊の皆様が出勤されることが大変多いですが、隊員の皆様くれぐれもお体に気をつけられ、職務を全うされますことをご祈念申し上げ、本日の挨拶とさせていただきます。

出席率

会員52名中35名

先々週の出席率

94.12% (1/18)

ゲスト

自衛隊新潟地方協力本部 本部長 石井一将様
自衛隊新潟地方協力本部 総務課 牛腸一夫様

ヴィジター

米山奨学生 レジェス メンデス ホセ ルイス君

先週のメイクアップ

2/6 米山奨学委員長セミナー（新潟）へ 永桶俊一君 渡邊光郎君

四つのテスト

一言行はこれに照らしてからー

I 真実かどうか

II みんなに公平か

III 好意と友情を深めるか

IV みんなのためになるか どうか



—2015-16 年度国際ロータリーのテーマ—

国際ロータリー会長
第2560地区ガバナー
第4分区ガバナー補佐

会長 星野 健司
幹事 齋藤 嘉一
S A A 銅 冶 康 之

事務局

K. R. ラビンドラン [スリランカ]
山本和則 [新潟南]
鳥部文雄 [燕]
星野健司
齋藤嘉一
銅冶康之

〒955-8666 三條市旭町2-5-10

三條信用金庫 本店内

TEL 0256-35-3477 FAX 0256-32-7095

E-mail info@sanjo-minami.jp

URL http://www.sanjo-minami.jp

齋藤 嘉一 幹事
山本ガバナー事務所より

①「ロータリー山の会 角田山登山」のご案内

[日 時] 2016年 3月 26日(土) 17:30 集合、懇親会
3月 27日(日) 8:30 宿泊先出発 ⇒ 10:00 桜尾根コース登山口
⇒ 11:30 角田山山頂 ⇒ 13:00 灯台コース下山 ⇒ 15:00 角田浜 解散

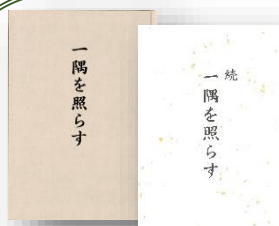
[宿泊先] 寺泊温泉 住吉屋

[参加費] 14,000円(宿泊・懇親会・朝食)、保険料 1,000円

②「米山奨学期間終了者の終了式・歓送会」開催のご案内

[日 時] 2016年 3月 5日(土) 13:00~16:00

[会 場] ANA クラウンプラザホテル新潟



坪井正康会員著書「一隅を照らす」「続 一隅を照らす」をクラブに寄贈いただきました。

ロータリー活動につきましても書かれております。

事務局にございますので、閲覧ご希望の方はお申し出下さい。

ニコニコボックス

NIKO-NIKO BOX

~ 2月 8日 15,000円
今年度累計 384,570円 ~

石井一将様 * 交通費をご辞退され、BOXにご協力いただきました *

星野君 自衛隊新潟地方協力本部長
石井一将様 ようこそおいでいただきました。
本日はよろしくお願いいたします。

齋藤君 自衛隊新潟地方協力本部長
石井一将様 よこそ当クラブへいらっしゃいました。
卓話よろしくお願いいたします。

草野君 先週は、サプライズで『職業奉仕リーダーシップ賞』をいただき感謝します。

銅冶君 石井一将様、本日の卓話 ありがとうございます。
ございます。

野中君 「平和と紛争予防/紛争解決月間」
石井一将一等陸佐様、本日の卓話
よろしくお願いいたします。

坂井君 石井様、ようこそおいで下さいました。
卓話 楽しみにしております。

荒澤君、西巻君 BOXに協力いたします。

名古屋君 BOXへのご協力に感謝いたします。

卓話 「平和と紛争予防/紛争解決月間」



「国際社会の課題への取り組み」

自衛隊新潟地方協力本部
本部長 石井 一将 様

1 海洋安全の保障の確保

海洋国家であるわが国にとって、法の支配、航行の自由などの基本的ルールに基づく秩序を強化し、海上交通の安全を確保することは、平和と繁栄の基礎であり、関係国と協力して海賊に対応するとともに、この分野における沿岸国自身の能力向上の支援、わが国周辺以外の海域における様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実など、各種取組を推進する。

1 海賊対処への取組

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食料の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては看過できない問題である。



(1) 基本的考え方

海賊行為には、第一義的には警察機関である海上保安庁が対処する。海上保安庁では対処できないまたは著しく困難と認められる場合には、自衛隊が対処することになる。

(2) 海賊行為の発生状況と国際社会の取組

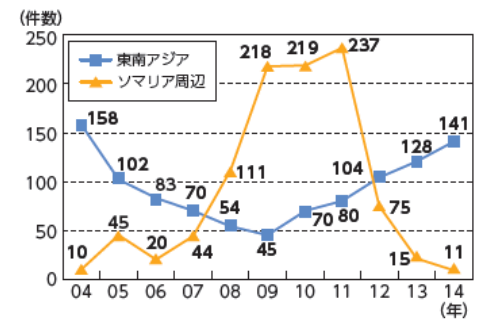
ソマリア沖・アデン湾の海域においては、人質の抑留による身代金の獲得などを目的として、機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊による事案が継続して生起している。

08（平成20）年6月に採択された国連安保理決議第1816号をはじめとする決議において、各国は、ソマリア沖・アデン湾における海賊行為を抑止するための行動、特に軍艦および軍用機の派遣を要請されている。

これまでに、米国など約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦などを派遣している。また、海賊対処のための取組として、09（同21）年1月に設置された第151連合任務部隊（CTF Combined Task Force 151）による活動のほか、欧州連合（EU）は同年12月からアタランタ作戦を、NATOも09（同21）年8月からオーシャン・シールド作戦を行っている。各国は、現在も引き続きソマリア沖・アデン湾の海賊に対して重大な関心を持って対応している。

ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は、近年大幅に減少したものの、海賊を生み出す根本的な原因となるソマリア国内の貧困などは解決しておらず、また、ソマリア自身の海賊取り締まり能力もいまだ不十分である現状を踏まえれば、国際社会がこれまでの取組を弱めた場合、状況は容易に逆転するおそれがある。また、一般社団法人日本船主協会などからも、継続的に要請を受けている。このように、わが国が海賊対処を行っていかねばならない状況に大きな変化はない。

図表Ⅲ-3-2-1 ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況（東南アジア発生件数との比較）



（注）資料は、国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）のレポートによる。

(3) わが国の取組

ア 海賊対処行動のための法整備

09（同21）年3月、ソマリア沖・アデン湾においてわが国関係船舶を海賊行為から防護するため、海上警備行動が発令されたことを受け、護衛艦2隻がわが国関係船舶の護衛を開始し、P-3C哨戒機も同年6月より警戒監視などを開始した。

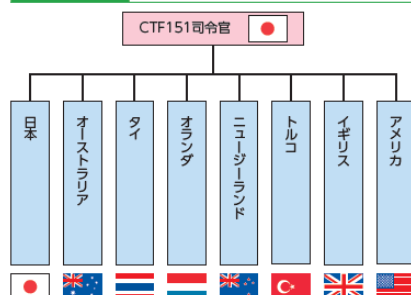
その後、国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、海賊行為に適切かつ効果的に対応するため、海賊対処法が同年7月から施行されたことにより、船籍を問わず、すべての国の船舶を海賊行為から防護することが可能となり、また、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するために他の手段がない場合、合理的に必要な限度において武器の使用が可能となった。

さらに、13（同25）年11月、「海賊多発地域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の施行により、一定の要件を満たした場合に限り、警備員が日本船舶に乗船し、小銃を所持した警備が可能となった。

イ 自衛隊の活動

（ア）第151連合任務部隊（CTF151）への参加

図表Ⅲ-3-2-2 日本が司令官を担当するCTF151司令部の編成



【司令部の人員数】
自衛官：約10名 他国の軍人：10名程度 合計約20名
【司令部における主な業務】
海賊対処活動に関する情報収集・見張り、
ゾーンディフェンスの配備調整案の作成など

近年、海賊発生海域がオマーン沖やアラビア海まで拡散してきたことにより、特定の海域の警戒監視（ゾーンディフェンス）を実施しているCTF151などの活動範囲が広がる傾向にあり、また、水上部隊が行う直接護衛（船団の前後を守り船舶を護衛する方式）の1回当たりの護衛隻数が徐々に減少していた。これらの状況を踏まえ、13（同25）年7月、海賊対処を行う諸外国の部隊と協調して、より柔軟かつ効果的な運用を行うため、これまでの直接護衛に加え、CTF151に参加してゾーンディフェンスを実施することを決定した。これを受け、水上部隊は、同年12月から、CTF151に参加してゾーンディフェンスを実施している。航空隊も、14（同26）年2月からCTF151に参加し、これまで接することができなかった情報を入手することが可能となった。また、必要に応じ、海賊事案が発生する可能性の高い区域も飛行するなど、柔軟な警戒監視が可能となり、各国の部隊との連携が強化された。

さらに、同年7月18日には、自衛隊からCTF151司令官と同司令部要員を派遣する方針を決定した。自衛官がCTF151司令官や同司令部要員を務めることで、各国部隊との間における連携要領などを実践することや、ソマリア沖・アデン湾における諸外国の海賊対処活動にかかる情報をより広範に獲得することが可能となる。これにより、海賊対処を行う各国部隊との連携の強化を通じて自衛隊の海賊対処行動の実効性が向上することとなる。同年8月から司令部要員を派遣しているほか、15（同27）年5月にはCTF151司令官および約10名の司令部要員を派遣した。自衛官がこのような多国籍部隊の司令官を務めるのは自衛隊創設以来初めてであり、これにより、わが国として国際社会の平和と安定に一層貢献していくことができるものと考えている。

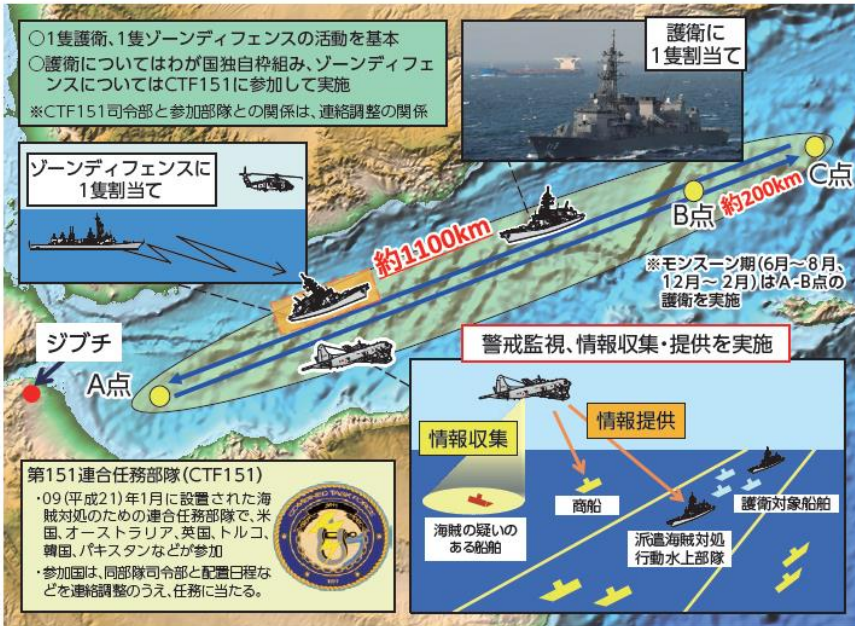
(イ) 活動実績

現在、2隻の護衛艦が派遣されており、基本的に1隻がアデン湾を往復しながら直接護衛を行い、もう1隻がアデン湾内の特定の海域でゾーンディフェンスを行っている。

直接護衛では、まずアデン湾の東西に一か所ずつ定められた地点に、護衛艦と護衛対象の民間船舶が集合する。護衛の際には、護衛艦搭載の哨戒ヘリコプターも上空から監視にあたる。昼夜を問わず船団の安全確保に万全を期しつつ、約900kmを2日ほどかけて通過していく。また、護衛艦には海上保安官も同乗している。一方、ゾーンディフェンスでは、護衛艦が、CTF151司令部との調整に基づき割り振られた海域にとどまって警戒監視を行い、船舶の安全確保に努めている。

15（同27）年4月30日現在で3,671隻の船舶が、自衛隊による護衛のもとで、1隻も海賊の被害を受けることなく、安全にアデン湾を通過している。

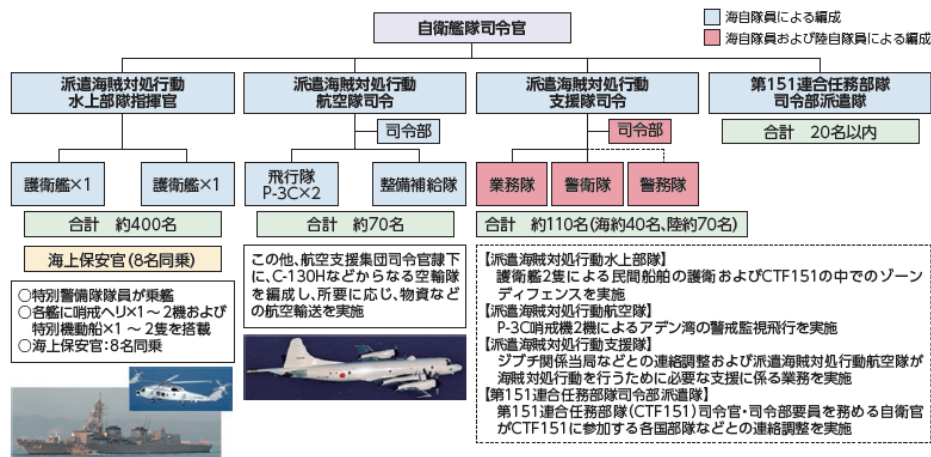
図表Ⅲ-3-2-3 自衛隊による海賊対処のための活動



機による活動は、アデン湾における警戒監視の約6割を占めている。

また、防衛省・自衛隊は、派遣海賊対処行動航空隊を効率的かつ効果的に運用するため、ジブチ国際空港北西地区に活動拠点を整備し、11（同23）年6月から運用している。さらに、派遣海賊対処行動支援隊には陸上自衛官も所属し、活動拠点における警備のほか、同隊の司令部にも勤務している。空自も、本活動を支援するため、空輸隊を編成し輸送任務を行っているほか、14（同26）年12月には初めて支援隊に空自医官を派遣した。

図表Ⅲ-3-2-4 派遣部隊の編成



P-3C 哨戒機も、CTF151司令部との調整により決定された飛行区域において警戒監視を行い、不審な船舶の確認と同時に、護衛艦、他国艦艇および民間船舶に情報を提供し、求めがあればただちに周囲の安全を確認するなどの対応をとっている。収集した情報は、常時CTF151や関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や、海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

09（同21）年6月に任務を開始して以来、15（同27）年4月30日現在で飛行回数1,319回、のべ飛行時間約10,160時間、識別作業を行った船舶約108,300隻、船舶や海賊対処に取り組む諸外国への情報提供約10,720回である。各国も哨戒機を派遣している中、2機の海自P-3C哨戒

(4) わが国の取組への評価

わが国自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳などから感謝の意が表されるなど、国際社会から高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する海自に対し、護衛を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せられている。寄せられたメッセージの数は、1次隊から19次隊まで合計2,900通にも上っている。

2 訓練を通じた海洋における公共の安全と秩序の維持への貢献

(1) アデン湾における自衛隊と各国等の海賊対処部隊の訓練

14（同26）年9月25日、同年5月の安倍内閣総理大臣とラスマセンNATO事務総長との会談における合意に基づき、派遣部隊およびNATOの海賊対処部隊は連携の強化および海賊対処に係る戦術技量の向上を図ることを目的とし、アデン湾において初めての共同訓練を実施し、同年11月26日には第2回の訓練も実施した。また、同年10月16日にはEU海上部隊と初めての共同訓練を実施し、同年11月5日に第2回、同年11月22日に第3回、15（同27）年3月6日に第4回の訓練も実施している。さらに、14（同26）年11月8日にはトルコ海軍の海賊対処部隊との共同訓練を、15（同27）年3月22日にはパキスタンの海賊対処部隊との共同訓練を実施した。

アデン湾において実施されるこうした訓練は、自衛隊と各国等の海賊対処部隊の連携を強化し、海上における公共の安全と秩序の維持に資するものであり、大変大きな意義があった。

(2) 米国主催国際掃海訓練への参加

14(同26)年10月27日から11月13日の間、海自は、アラビア半島周辺海域において米海軍が主催する多国間掃海訓練(第3回国際掃海訓練)に参加した。本訓練は、12(同24)年から毎年実施されており、わが国は毎回参加している。本訓練への参加は、海自の戦術技量の向上や参加国間の信頼関係の強化に資するものであり、また、海洋安全保障の維持にも寄与するものであり、グローバルな安全保障環境の改善に資する側面もある。

(3) 日比共同訓練を通じた海洋安全保障分野における協力関係の強化

15(同27)年5月12日、海自は、マニラ西方海域において、戦術技量の向上および海洋安全保障分野における協力関係の強化を目的とし、フィリピン海軍との共同訓練を実施した。本訓練は、同年1月の日比防衛相会談における合意に基づいて実施したものであり、「CUES(洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準)」を用いた通信訓練、戦術運動などを実施した。本訓練は、「CUES」の着実な適用とさらなる発展、ひいては日比両国間の海洋安全保障協力の強化に資する、大変意義が大きい訓練であった。

3 能力構築支援の取組など

国家安全保障戦略や防衛大綱では、各国との海洋安全保障協力を含め、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向けた主導的な役割を發揮することとしている。

前述のとおり、防衛省・自衛隊は、インドネシア、ベトナムおよびミャンマーに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行っている。これにより、シーレーン沿岸国などの能力の向上を支援するとともに、わが国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化している。

また、13(同25)年4月に閣議決定された海洋基本計画では、海洋の秩序の形成・発展に貢献するため、国際的な連携の確保および国際協力の推進として、多国間および二国間の海洋協議などの場を活用して国際的なルールやコンセンサス作りに貢献することとされている。これを受け防衛省は、拡大ASEAN国防相会議(ADMMASEAN Defense Ministers' Meeting プラス)や海洋安全保障分野におけるARF会期間会合(ISM-MS Inter-Sessional Meeting on Maritime Security)といった地域の安全保障対話の枠組みにおいて、海洋安全保障のための協力に取り組んでいる。

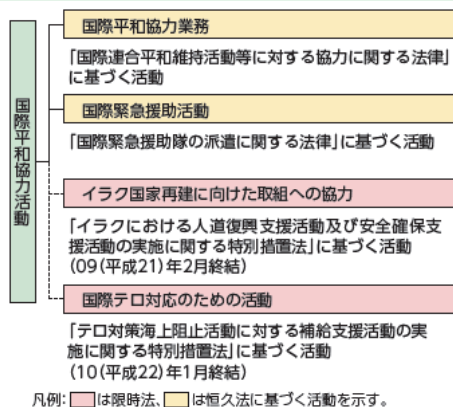
2 国際平和協力活動への取組

防衛省・自衛隊は、紛争・テロなどの根本原因の解決などのための開発協力を含む外交活動とも連携しつつ、国際平和協力活動などに積極的に取り組んでいる。

1 国際平和協力活動の枠組みなど

(1) 国際平和協力活動の枠組みと本来任務化の意義

図表Ⅲ-3-2-5 自衛隊による国際平和協力活動



防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動として、現在までに①国連平和維持活動(いわゆるPKO)への協力をはじめとする国際平和協力業務、②海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、③旧イラク人道復興支援特措法に基づく活動ならびに④旧テロ対策特措法および旧補給支援特措法に基づく活動を行ってきた。07(平成19)年には、国際平和協力活動を、付随的な業務から、わが国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務に位置づけた。

(2) 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、引き続き、各種体制の整備を進めるなど平素からの取組が重要である。08(同20)年3月には、陸自中央即応集団の隷下に中央即応連隊を新編し、派遣が決定された場合に速やかに先遣隊が派遣予定地に展開し、活動準備を行うことができる体制を整えた。また、陸自の派遣のための待機部隊につ

いては、現在、各方面隊などから持ち回りで派遣候補要員をあらかじめ指定している。さらに、海自および空自においても、指定された部隊が常続的に待機についている。

09(同21)年には、わが国は、国連PKOへのより積極的な参加を目指し、国連PKOの展開に際して、国連から各国への要員派遣の打診の迅速化・円滑化を目的とする国連待機制度(UNSSA UN Stand-by Arrangements System)への登録を行った。わが国からは、輸送、施設、司令部要員などに派遣用意がある旨を登録している。

自衛隊は、国際平和協力活動などにおいて人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な、派遣先での情報収集能力や防護能力の強化を進めている。また、多様な環境や任務の長期化に対応するため、輸送展開能力および情報通信能力ならびに円滑かつ継続的な活動実施のための補給・衛生の体制整備に取り組んでいる。陸自は、派遣先でのニーズが高い施設部隊の態勢の充実、地雷や即席爆発装置(IED Improvised Explosive Device)から乗車人員を防護する輸送防護車などの整備を進めるとともに、装輪装甲車(改)の開発などを推進している。海自は、固定翼哨戒機を海外で効果的に運用するための海上航空作戦指揮統制システムの可搬化および機動運用などを推進している。空自は、多様な環境下で航空機と地上との指揮通信機能を保持するため、航空機用衛星電話などの整備や輸送機用自己防御装置、航空機衝突防止装置などの整備を推進している。

国際平和協力活動への従事にあたり必要な教育については、駒門駐屯地(静岡県)の国際活動教育隊において、

派遣前の陸自要員の育成および訓練支援などを行っている。また、平成22年に新編された統合幕僚学校の国際平和協力センターでは、国際平和協力活動などに関する基礎的な講習を行うとともに、国連が実施するPKO活動などにおける派遣国部隊指揮官や、派遣ミッション司令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を、国連標準の教材や外国人講師を活用して行っている。さらに、平成26年度から外国軍人および関係府省職員を含めて教育を行っている。これは、多様化・複雑化する現在の国際平和協力活動の実態を踏まえ、関係府省や諸外国などとの連携・協力の必要性を重視したものであり、教育面での連携の充実を図ることで、より効果的な国際平和協力活動に資することを目指している。

(3) 派遣部隊に対する福利厚生やメンタルヘルスケア

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下において任務を遂行することを求められる派遣隊員が、心身の健康を維持して任務を支障なく遂行できる態勢を整えることは、きわめて重要である。このため、防衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や留守家族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策を実施している。

メンタルヘルスケアについては、全隊員に対し、メンタルヘルスチェックを派遣前から派遣後にかけて数回実施するとともに、ストレスの軽減に必要な知識を与えるためのメンタルヘルス講習や、カウンセリング教育受講隊員の現地への配置など、十分配慮している。また、派遣部隊への医官の配置に加え、メンタルヘルス診療支援チームなどを定期的に派遣し、現地でのストレス対処方法や、帰国後の家族および所属部隊の隊員とのコミュニケーションにおける注意点などについて教育を行っている。

2 国連平和維持活動などへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任務に加え、近年では、文民の保護（POC Protection of Civilian）、政治プロセスの促進、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR Disarmament, Demobilization and Reintegration）・治安部門改革（SSR Security Sector Reform）、法の支配、選挙、人権などの分野における支援などを任務とするようになってきている。現在、16の国連PKO および11の政治・平和構築ミッションが設立されている（15（同27）年3月末現在）。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR Office of the United Nations High Commissioner for Refugees）などの国際機関や各国政府、非政府組織（NGO Non-Governmental Organization）などにより、救援や復旧活動が行われている。

これまで、わが国は20年以上にわたり、国際平和協力のため、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、南スーダンなど、様々な地域において国際平和協力業務などを実施し、その実績は内外から高い評価を得ている。今後、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、わが国に対する国際社会からの評価や期待を踏まえ、国際平和協力業務などを積極的かつ多層的に推進していく。その際、わが国の貢献が国際社会に及ぼす効果を最大化する観点からも、自衛隊がなすべき協力の態様についてもより深い検討が必要である。そのため、国際平和協力業務などについては、自衛隊が蓄積した経験と施設分野などにおける高度な能力を活用した活動を引き続き積極的に実施するとともに、現地ミッション司令部や国連PKO局などにおける責任ある職域への自衛隊員の派遣を拡大するなどして、より主導的な役割を果たすなど、防衛省として日本の国際貢献への取組に主体的に関与していく。

(1) 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS United Nations Mission in the Republic of South Sudan）

ア UNMISSへの派遣の経緯など

図表Ⅲ-3-2-6 南スーダン周辺図



05（同17）年1月、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍が南北包括和平合意（CPA Comprehensive Peace Agreement）に署名したことを受けて、国連スーダン・ミッション（UNMIS United Nations Mission in Sudan）が設立された。

わが国は、08（同20）年10月以降、UNMIS司令部要員（兵站幕僚および情報幕僚）として陸上自衛官2名を派遣していた。11（同23）年7月、南スーダン独立にともなってUNMISの任務は終了した一方、平和と安全の定着および南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）が設立された。政府は、国連からのUNMISSに対する協力、特に陸自施設部隊の派遣要請を受け、同年11月に司令部要員2名（兵站幕僚および情報幕僚）の派遣、同年12月には自衛隊の施設部隊、現地支援調整所（当時）および司令部要員1名（施設幕僚）などの派遣、14（同26）年10月には司令部要員1名（航空運用幕僚）の派遣をそれぞれ閣議決定した。

南スーダンの平和と安定は、アフリカ全体の安定にとって重要であり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題である。防衛省・自衛隊は、これまでの国連PKOにおいて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているインフラ整備面での人的な協力を行うことで、同国の平和と安定に貢献することが可能と考えている。

イ 自衛隊の活動

12（同24）年1月、南スーダンの首都ジュバおよびウガンダにおいて、自衛隊の国連PKO活動では初めて、現地支援調整所（当時）を設置し、派遣施設隊が行う活動に関する調整を開始した。同年3月に国連施設内での施設活動を開始して以降、順次活動を拡大し、国連施設外での施設活動、国際機関との連携案件および「オールジャバ



南スーダンにてジュバ河川防護柵設置作業を視察する石川防衛大臣政務官

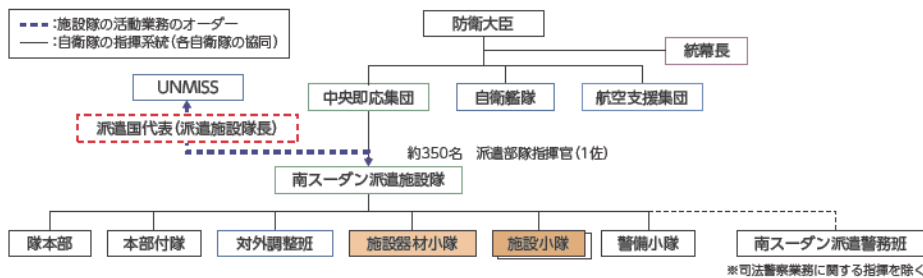


南スーダンで側溝の整備を行う派遣隊員



ボロディー・スター小学校への椅子の寄贈

図表Ⅲ-3-2-8 南スーダン派遣施設隊の概要



した。さらに、同年11月、国連がUNMISSの派遣期間を15（同27）年5月30日まで延長する安保理決議第2187号を採択したことを受け、わが国は、15（同27）年2月に南スーダン国際平和協力業務実施計画を変更し、同年8月31日まで派遣期間を延長することとした。なお、同年5月には、国連においてUNMISSの派遣期間をさらに半年延長する安保理決議第2223号が採択されている。

ウ UNMISSにおける日豪協力について

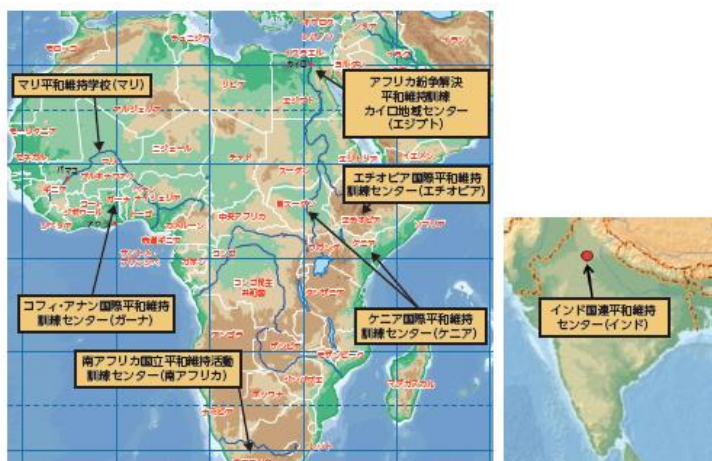
これまで、防衛省・自衛隊は、イラク人道復興支援活動や国連平和維持活動などの現場において、オーストラリア軍と様々な協力を行ってきた。UNMISSにおいても、日豪両国が活動しており、12（同24）年8月、UNMISSの業務を行うために派遣されたオーストラリア軍要員2名が対外調整班において業務調整を行っている。

（2）国連平和維持活動局への自衛官の派遣

防衛省・自衛隊は、国連平和維持活動局（国連PKO局）に2名（課長級1名、担当級1名）の自衛官を派遣しており、それぞれ約2年間の予定で運用部内における軍事コンポーネントの統括、国連PKOミッションの部隊編成などの業務を行っている。

（3）PKOセンターへの講師などの派遣

図表Ⅲ-3-2-9 PKOセンターへの講師などの派遣状況



（注）南スーダンへの講師派遣は、ケニア国際平和維持訓練センターから出張講義を行ったもの。

ンプロジェクト」として開発協力事業との連携案件も実施してきた。13（同25）年5月には、活動地域拡大に関する自衛隊行動命令が発出され、これまでのジュバおよびその周辺に加えて、東および西エクアトリア州においても活動が可能となった。しかし、13（同25）年12月以降、南スーダンにおける治安情勢が悪化したため、派遣施設隊はジュバの国連施設内において、避難民支援のために、避難民保護区域の敷地造成、整備を実施したほか、自隊管理用の能力を活用して、給水活動や医療活動についても支援を行った。また、同年12月には、国連などの要請を受け緊急の必要性・人道性がきわめて高いことにかんがみ、国連に対し弾薬1万発を譲渡した。

14（同26）年5月、マンデートを国づくり支援から文民保護を中心にした安保理決議2155号が採択され、派遣施設隊の任務もインフラ整備から国連部隊の文民保護支援が中心となった。また、同年6月には、ジュバ市内の状況が安定してきたことから、派遣施設隊は国連施設外の道路整備などを再開

防衛省・自衛隊は、アフリカ諸国などの平和維持活動における自助努力を支援するため、PKO要員の教育訓練を行うアフリカPKOセンターなどに自衛官を講師などとして派遣しており、これらPKOセンターの機能強化を通じ、アフリカなどの平和と安定に寄与している。08（同20）年11月におけるアフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（CCCPA Cairo Regional Center for Training on Conflict Resolution and Peacekeeping in Africa）への派遣以降、15（同27）年5月までに女性自衛官2名を含むのべ20名（計17回・計8か国）の自衛官を派遣した。派遣自衛官は、国際平和協力活動の現場における現地住民との関係構築の重要性や自衛隊が経験した国際緊急援助活動の講義など、自衛隊が海外での活動で得た経験や教訓についての教育を行った。また、14（同26）年3月から5月には、エチオピア国際平和維持訓練センター

(EIPKTC Ethiopian International Peacekeeping Training Center)において、講師以外では初となる国際コンサルタントとして教育に関する助言を行うとともに、PKO要員の人材育成にかかるカリキュラムを策定するなどにより、現地関係者や受講者から高い評価を受けている。さらに、15(同27)年3月、インド国連平和維持センター(CUNPK Centre for UN Peacekeeping)で行われた国連PKO特別女性将校訓練の教育内容全般を審査する評価官およびオブザーバーとして、自衛官2名を派遣した。

(4) 国連PKO部隊マニュアルの策定

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動において、より主導的な役割を果たすため、国連本部が進める国連PKO部隊マニュアルの策定を支援し、工兵(施設)に関する分科会の議長国を務めている。

14(同26)年3月、東京で工兵分科会の第1回専門家会合を、同年6月、インドネシアで第2回専門家会合を開催し、同年8月にはドラフト最終案を提出した。マニュアルは、国連内において最終的な調整を行ったのち、加盟国に配布される予定である。

(5) アフリカにおける早期展開支援

アフリカにおける新規ミッション設立や緊急の増員の際、工兵部隊を迅速に展開し、活動に必要な基盤を整え、ミッションの早期の機能発揮を可能とするため、政府は、アフリカの国連施設などに重機などの装備品をあらかじめ用意するとともに、アフリカの要員派遣国に対して重機操作教育を実施し、工兵部隊の派遣を支援する取組について検討中である。

(6) 国連PKO参謀長会議

15(同27)年3月、国連PKOハイレベル会合のフォローアップとして、国連PKO参謀長会議が行われた。100か国以上が参加する中、わが国からは陸幕長が参加し、国連PKOへの積極的参加、能力構築支援およびアフリカにおける早期展開支援により国際の平和維持のために責任を果たしていく旨を発表した。

3 国際緊急援助活動への取組

近年では、軍の高い能力の果たす役割が多様化し、人道支援・災害救援などに活用される機会が増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえつつ、外務大臣との協議に基づき、自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

(1) 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、87(昭和62)年に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律(国際緊急援助隊法)」を施行し、被災国政府または国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。92(平成4)年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。

(2) 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動として災害の規模や要請内容などに応じて、①応急治療、防疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを行うことができる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、中央即応集団と方面隊が任務に対応できる態勢を常時維持している。また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を常時維持している。

(3) フィリピンにおける国際緊急援助活動

13(同25)年11月、大型台風により壊滅的な被害を受けたフィリピン政府から要請を受け、外務大臣との協議に基づき、防衛大臣は、自衛隊による国際緊急援助活動を実施することを決定した。

防衛省・自衛隊は、50名の国際緊急援助隊に引き続き、国際緊急援助活動では初となる統合任務部隊(過去最大規模となる約1,100名態勢)により救援活動を実施し、約1か月間の活動期間中、のべ2,646名の診療、のべ11,924名へのワクチン接種、約95,600㎡の防疫活動、約630トンの物資の空輸、のべ2,768名の被災民の空輸などを実施した。

また、現地運用調整所では大使館・JICA Japan International Cooperation Agencyとの連携を、多国間調整所(マニラ)などにおいてはフィリピンの関係機関や関係国との調整などを、海自護衛艦「いせ」と英空母「イラストリアス」との間では連絡幹部の相互派遣による連絡・調整を行った。さらに、日米間および日豪間の物品役務相互提供協定(ACSA)に基づき、物資などの相互提供を国際緊急援助活動において初めて行った。

(4) マレーシア航空機消息不明事案に対する国際緊急援助活動

14(同26)年3月、消息を絶ったクアラルンプール発北京行きのマレーシア航空機370便の捜索にあたり、マレーシア政府から支援要請があったことを踏まえ、外務大臣との協議に基づき、防衛大臣は、自衛隊による国際緊急援助活動を実施することを決定した。

防衛省・自衛隊は、当初、海自のP-3C哨戒機2機および空自のC-130H輸送機2機をマレーシアに派遣した。その後、マレーシア政府およびオーストラリア政府の要請を受け、P-3C 哨戒機2機をオーストラリア西部へ移

動させて捜索救助活動を実施した。

同年4月までの1か月以上にわたる活動において、P-3C哨戒機やC-130H輸送機などのべ6機、派遣隊員約130名が活動に従事し、計46回、約400時間の捜索を行った。また、活動の間、P-3C哨戒機は、ACSAに基づいてオーストラリアから燃料などの提供を受けた。

(5) 西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動

14（同26）年3月にギニアがアウトブレイクを報告して以降、エボラ出血熱はギニアおよびその隣国のリベリア、シエラレオネの三か国を中心に猛威を振るっていた。防衛省では、エボラ出血熱への対応に関するわが国と米国との連携強化や、米軍をはじめとする各国の活動状況などについての情報収集のため、同年10月、ドイツに所在する米アフリカ軍司令部（AFRICOM）に連絡官を派遣した（当初、航空自衛官1名、その後、陸上自衛官1名を追加派遣）。また、国連エボラ緊急対応ミッション（UNMEER United Nations Mission for Ebola Emergency Response）から安全な医療行為に不可欠である個人防護具の迅速かつ確実な輸送要請を受け、同年11月28日、外務大臣との協議に基づき、防衛大臣は、自衛隊による国際緊急援助活動を実施することを決定した。

防衛省・自衛隊は、西アフリカ国際緊急援助空輸隊などを組織し、12月5日にはUNMEERなどの関係機関との調整のため、ガーナの首都アクラに現地調整所要員4名を派遣した。また、12月6日には、同地に西アフリカ国際緊急援助空輸隊（KC-767空中給油・輸送機×1機）を派遣し、12月8日、UNMEERに約2万着の個人防護具を引き渡した。

さらに、わが国は、世界保健機関（WHO World Health Organization）からの要請を受け、流行国における疫学調査などに対する支援として専門家の派遣を行っていたところ、15（同27）年4月、防衛医科大学校教官1名の派遣について打診があったことから、外務大臣との協議に基づき、防衛大臣は、同年5月末までの約6週間、同教官1名をシエラレオネに派遣した。

(6) エア・アジア航空機消息不明事案に対する国際緊急援助活動

14（同26）年12月28日早朝、スラバヤ発シンガポール行きエア・アジア8501便が消息を絶った。インドネシア政府から捜索救助について支援要請を受け、12月31日、外務大臣との協議に基づき、防衛大臣は、自衛隊による国際緊急援助活動を実施することを決定した。

防衛省・自衛隊は、同日、インドネシア国際緊急援助水上部隊を組織し、インドネシア政府などとの調整のため、現地支援調整所要員3名を派遣した。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動を終え、帰国途中であった派遣海賊対処行動水上帰投部隊（護衛艦「たかなみ」、「おおなみ」、ヘリコプター3機）を現場海域へ派遣し、約1週間の捜索救助活動を行い、ご遺体の収容などを実施した。

(7) ネパールでの地震に対する国際緊急援助活動

15（同27）年4月25日、ネパールでマグニチュード7.8の大地震が発生した。防衛省は、4月26日、政府が派遣した国際緊急援助隊に3名を調査チームとして同行させるとともに、4月27日、ネパール政府から自衛隊部隊による緊急援助活動について要請があったことを受け、外務大臣との協議に基づき、自衛隊による国際緊急援助活動を実施することを決定した。

防衛省・自衛隊は、4月28日、ネパール統合運用調整所（4名）、ネパール国際緊急援助医療援助隊（約110名）およびネパール国際緊急援助空輸隊など（約160名：C-130H輸送機×6機など）からなる派遣部隊を組織するとともに、現地での医療援助の緊急性にかんがみ、医療援助隊の一部（約20名）を初動対処部隊として速やかに派遣した。また、4月29日には空輸隊を、翌30日には医療援助隊の主力をそれぞれ派遣した。約3週間の活動期間中、医療援助隊は首都カトマンズ市内やその近郊において、のべ約2,900名の被災民の診療を、統合運用調整所は、ネパール政府、関係機関などとの調整を行うとともに、空輸隊は、のべ約9.5トンの医療活動に必要な機材および物資の輸送を実施した。

3 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射や核実験実施は、わが国のみならず、世界の国々に不安を与えるとともに、大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルなどの拡散が依然として国際社会の平和と安定に差し迫った課題であることを示した。また、特定の通常兵器の規制についても、人道上的観点と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、各国が取り組んでいる。

これらの課題に対する取組として、軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる国際的な体制が整備されており、わが国も積極的な役割を果たしている。

図表Ⅲ-3-2-10 通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

区 分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段（ミサイル）	
軍備管理・軍縮・ 不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約（NPT） 包括的核実験禁止条約（CTBT）	化学兵器禁止条約（CWC）	生物兵器禁止条約（BWC）	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーブ行動規範（HCOC）	特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW） クラスター弾に関する条約 対人地雷禁止条約（オタワ条約） 国連軍備登録制度 国連軍事支出報告制度 武器貿易条約（ATT）
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ（NSG）	オーストラリア・グループ（AG）		ミサイル技術管理レジーム（MTCR）	ワッセナー・アレンジメント（WA）
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想（PSI） 国連安保理決議第1540号				

講師紹介

	職 名	自衛隊新潟地方協力本部長(第30代)
	氏 名	いし い かずまさ 石井 一将
	階 級	1等陸佐(H20. 7. 1)
生年月日	昭和38年9月8日	
学 歴	防衛大学校 第31期生(土)	
出 身 地	富山県	
自 宅	東京都	
略 歴	昭和 62年 10月 入隊 平成 6年 3月 富士学校総合研究開発部(静岡県 富士) 8年 8月 幹部学校指揮幕僚課程(東京都 目黒) 10年 3月 第30普通科連隊中隊長(新潟県 新発田市) 12年 3月 陸上幕僚監部人事部補任課(東京都 檜町) 14年 3月 幹部学校教育部戦術第2教官室(東京都 目黒) 15年 3月 陸上幕僚監部人事部人事計画課(東京都 市ヶ谷) 18年 3月 北方総監部防衛部訓練課訓練班長(北海道 札幌) 19年 8月 統合幕僚学校統合高級課程(東京都 目黒) 20年 8月 西部方面総監部人事部人事課長(熊本県 健軍) 22年 12月 第1普通科連隊長(東京都 練馬) 24年 12月 富士学校普通科部教育課長(静岡県 富士) 27年 4月 自衛隊新潟地方協力本部長(新潟県 新潟市)	

我等の生業



熊倉 高志

(昭和37年 6月 2日生まれ)

2003年12月入会

職業分類 建築・土木設計
 事業所名 (株)熊倉建築事務所
 事業所住所 三条市東三条2-13-29
 事業所TEL 0256-33-1659
 事業所FAX 0256-33-5377
 事業所e-mail sankuma@cameo.plala.or.jp
 HP URL http://www3.plala.or.jp/sankuma/

株式会社 熊倉建築事務所



H25秋完成
白鳥の郷公苑観察舎

空間創造
風土と建築

設計
工学修士・一級建築士
熊倉高志

榊諏訪田製作所
リノベーション



木造3階建住宅



月岡保育所子育て支援センター

三條南ロータリークラブ週報

2016. 2. 8 No.2188 No.24